

高島町文化ホール指定管理者 殿

## 文化ホール使用に関する誓約書

### 〈使用者の遵守事項〉

高島町文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則第 14 条関係

- 使用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- 施設又は備付けの物件を汚損し、若しくはき損し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 許可なく文化ホールの敷地及び施設内において、寄付金の募集、物品の販売又はこれらに類する行為を行わないこと。
- 許可なく公告物等の掲示若しくは配布又は看板、立札等の設置を行わないこと。
- 火災及び盗難の予防措置を講ずること。
- 所定の場所以外で飲食及び喫煙をしないこと。
- 許可なく酒類を飲用しないこと。
- 展示資料に手を触れないこと。
- 前各号に掲げる事項のほか、指定管理者の指示する事項  
( )

### 〈使用者の誓約事項〉

高島町暴力団排除条例第 7 条関係

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団を利する使用でないことを誓約いたします。

私は、高島町文化ホールを使用するにあたり、上記事項を遵守・誓約することを確認いたします。この誓約書に反したことによる、使用の取り消し等の不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）